

別表(第5条関係)

| | 交付対象経費 | 交付要件 |
|----|------------------|---|
| 1 | 賃金 | イベント当日に臨時的に雇用するスタッフの経費のみとする。 |
| 2 | 謝礼 | イベントの総支出経費の20%以下とする。 |
| 3 | 旅費 | 愛南町職員の旅費に関する条例(平成16年愛南町条例第53号)の規定に準じて算定するものとする。 |
| 4 | 消耗品 | |
| 5 | 燃料費 | |
| 6 | 食料費 | イベント当日の参加者(イベント運営者を除く。)の飲食代のみとする。 |
| 7 | 印刷製本費 | 販売促進のみを目的としたパンフレット等の作製費用は除く。 |
| 8 | 光熱水費 | 町内団体等の運営に係るものは除く。 |
| 9 | 通信運搬費 | 町内団体等の運営に係るものは除く。 |
| 10 | 広告宣伝費 | イベントの総支出経費の20%以下とし、販売促進のみを目的としたものは除く。 |
| 11 | 手数料 | |
| 12 | 保険料 | 町内団体等の運営に係るものは除く。 |
| 13 | 委託料 | イベントの総支出経費の30%以下とする。 |
| 14 | 使用料及び賃借料 | 町内団体等の運営に係るものは除く。 |
| 15 | 工事請負費 | |
| 16 | その他町長が特に必要と認める経費 | 審査委員会に諮って決定する。 |